

する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受けてください。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できるようになります。専門医の更新に際しては、活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得してください

Ⅰ-2 「専門医としての診療活動を定期的にできないが自己学習などは継続できる場合：診療実績としての手術症例数が不足する場合」

更新基準のうち、「過去5年の間に、NCDに登録した100例以上の手術に従事していること」のみを満たさない場合は外科専門医の更新を猶予することができますが、日本外科学会認定登録医*として登録していただきます。なお、猶予期間中は専門医の標榜はできませんが、規定の手術症例を提示できれば外科専門医資格を復活することができます**。

*日本外科学会認定登録は日本専門医機構の認証する資格ではなく、自己学習は継続できるが「過去5年の間に、NCDに登録した100例以上の手術に従事していること」を満たさない場合の日本外科学会による認証資格で日本外科学会事務局が管理いたします。2019年までは現行の研修実績を、2020年以降は日本専門医機構認定専門医の更新基準の自己学習として40単位を登録していただきます。

(<https://www.jssoc.or.jp/servlet/JssServlet>)

**日本専門医機構認定外科専門医への移行申請を行う場合

日本外科学会認定登録医で診療経験（手術症例）を充足している場合（過去5年の間で100例以上の手術に従事し、自己学習を満たしている）、別紙に示す外科専門医資格更新申請書一式（様式1～6）を作成の上、日本専門医機構外科領域専門医委員会宛に提出してください。

Ⅱ 「上記Ⅰ以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合」

何らかの事情のため更新基準を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、外科領域専門医認定・更新部門委員会に理由書を提出し、審査を受けていただきます。審査において正当な理由があると認められた場合は、失効後1年以内に更新基準をすべて満たすことで外科専門医資格を復活することができます。（失効後復活までの期間は専門医ではありません）

また過去に外科学会専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、外科領域専門医認定・更新部門委員会で認められた場合は、5年後に更新基準を満たすことにより資格を回復することができます。

Ⅲ. 「4回目以降の更新」

外科専門医を3回更新し、4回目の更新以降、NCD登録に基づく診療実績評価を本人の申し出があれば免除することができます。その場合、診療実績は「1週間あたりの外科診療時間16時間以上（外来、カンファレンス、回診など）」の記載に基づき評価し

ます。また、NCD で付与されていた更新単位 50 単位中 10 単位は、外科領域講習で満たしてください。

新制度完全発足までの期間における機構による新基準に基づく外科専門医認定の手順（移行措置）

- ・ 機構が定める更新基準の完全な運用は、2016 年 1 月からの 4 年間の準備期間を経て、2020 年 4 月からとなります。日本外科学会における従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2016 年 1 月～2020 年 3 月の移行措置として、前述した更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「日本専門医機構認定外科専門医」（以降「機構認定専門医」と略す）としての認定が可能です。
- ・ 2016 年 1 月～20 年 3 月の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、日本外科学会でそれぞれの年度に更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒しての更新は行いません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくことになります。
- ・ 日本外科学会の指定する期日に日本外科学会の更新基準を満たすものの移行措置の条件を満たさない方は、従来の日本外科学会認定の「外科専門医」（以降「学会専門医」と略す）として更新いたします。
- ・ 学会専門医の更新を選択した場合は 5 年後に機構認定専門医をめざしていただきます。5 年の間に、「機構認定専門医」としての前倒し更新は行いません。なお、移行措置は 2020 年 3 月を持って終了し、2020 年 4 月以後は「学会専門医」の更新を行うことはできなくなります。
- ・ （外科領域の場合）2024 年 7 月迄の期間は「学会専門医」と「機構認定専門医」は同等に扱われますが、それ以後は「機構認定専門医」が唯一の「専門医」資格となります。
- ・ 日本外科学会の指定する期日（各年 1 月）に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本外科学会専門医制度規則施行細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、専門医委員会にて個別に審査します。
- ・ 日本外科学会では機構から示された基準に従って、機構認定専門医の開始時期を 2017 年 1 月以降に更新申請を行う学会専門医からとします。
- ・ また、新制度の指導医資格の要件は外科領域研修委員会で定めています。「機構認定専門医」であることが望ましいと考えられますが、2024 年 3 月までは「学会専門医」でも可能です。

1) ~~2016 年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合~~

- ・ ~~2017 年 1 月~~が学会専門医更新年にあたる方は 2012 年 1 月～16 年 12 月の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 4 年分（学会更新分の 4/5）に準じる条件と、

新更新基準として直近1年分（2016年1月～2016年12月）の単位（勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を1/5程度）とを満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。

- ・2016年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医としての基準を満たさない方は、学会認定専門医として更新します。
- ・2016年12月末日迄に学会専門医更新資格に満たない方には原則として従来通り日本外科学会専門医制度規則施行細則に基づいて対応します。ただし、機構認定専門医の更新基準を満たしている場合の対応は、研修委員会で個別に審査します。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

⇒外科領域では2018年1月が学会専門医更新年にあたる方から移行措置を開始します。

2) 2017年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・2018年1月が学会専門医更新年にあたる方は2013年1月～17年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる3年分（学会更新の3/5）に準じる条件と、新更新基準として直近2年分（2016年1月～2017年12月）の単位（勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を2/5程度）とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。
- ・2017年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2016年の場合と同様に、学会認定専門医として更新します。
- ・学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても2016年の場合に準じます。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が1単位以上、外科領域講習の中の必修項目が2単位以上含まれている必要があります。
- ・専門医共通講習は施設で行われている講習会でも直近5年以内の受講証明ができれば算定可能です。

3) 2018年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・2019年1月が学会専門医更新年にあたる方は2014年1月～18年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる2年分（学会更新の2/5）に準じる条件と、新更新基準として直近3年分（2016年1月～2018年12月）の単位（勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を3/5程度）とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。
- ・2018年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2016年の場合と同様に、学会認定専門医として更新します。
- ・学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても

2016年の場合に準じます。

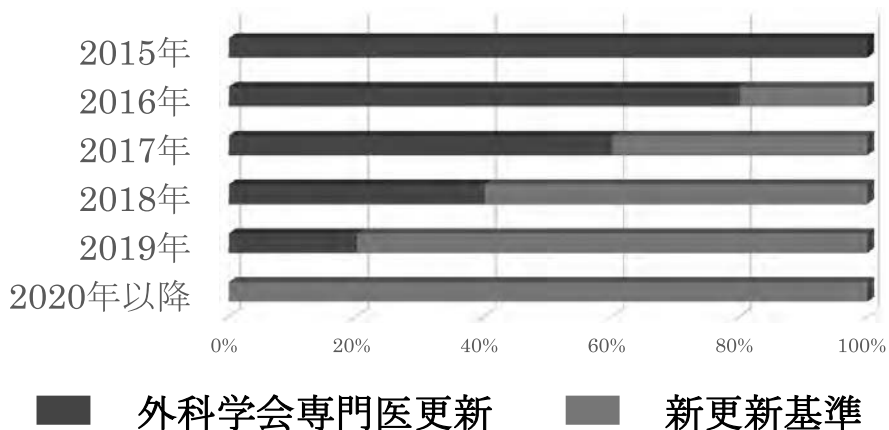
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が1単位以上、外科領域講習の中の必修項目が3単位以上含まれている必要があります。

4) 2019年の学会専門医更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2020年1月が学会専門医更新年にあたる方は2015年1月～19年12月の5年間のうち学会専門医更新に必要となる1年分(学会更新1/5)に準じる条件と、新更新基準として直近4年分(2016年1月～2019年12月)の単位(勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を4/5程度)とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については、9ページに示す表を参考にしてください。
- ・ 2019年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新基準専門医の基準を満たさない方は、2016年の場合と同様に、学会認定専門医として更新します。
- ・ 学会の指定する期日に学会専門医更新資格に満たない方に対する対応についても2016年の場合に準じます。
- ・ 機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が2単位以上、外科領域講習の中の必修項目が4単位以上含まれている必要があります。

5) 2020年の学会専門医更新該当者の場合

- ・ 2020年の申請から、学会専門医更新申請はなくなります。機構による新更新基準を100%適用して更新申請していただきます。したがって、この時点における学会専門医更新資格の有無は問いません。
- ・ 2020年12月末日迄に学会更新基準は満たすものの新更新基準を満たさない方は、機構認定更新時期を原則として1年のみ延長します。機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。



(旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取
扱い)

2017年3月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けることになります。

その方々は学会専門医認定の5年後に機構認定専門医更新の対象となります。

特別な事情(海外留学、出産、病気療養など)により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方法で学会専門医をめざし、合格5年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2020年4月以降は一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することになります。

この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。

なお、学会専門医試験不合格者は従来の方法で学会専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経っていない方が機構認定専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要があります。